

店舗掲載契約書

第1条 (目的)

本契約に関し申込者（以下「甲」という）は株式会社ネクストゲートの「一発風俗SEOちゃんねる」（以下「乙」という）に掲載を申し込むことによって、契約を締結します。

第2条 (契約の成立と更新)

1. 広告掲載をお申し込みされる際は、乙の定める様式の申込書を使って頂きます。
 2. お申し込みは、広告掲載の開始を希望される日の少なくとも10営業日前までに行ってください。ただし、乙が特に認めた場合はこの限りではありません。
 3. 甲と乙との間に書面による事前の合意がない限り、申込書の記載内容によってここに記載されている契約条件が変更されることはありません。
 4. 甲からの広告のお申し込みに対して、乙が遅滞なく承諾の意思表示をしたときに広告掲載契約が成立します。
- ただし、乙は、広告掲載開始日を調整する権利を留保いたします。
5. 公的許可書・届出書を要する業態の広告掲載にあたってはその書類の写しを提出いたします。またその内容は事実と相違ありません。
 6. 本契約の更新は1ヶ月単位（月初～月末）とします。この契約は自動更新しますが、掲載料が未払いの場合は掲載中止いたします。

第3条 (料金・支払方法・支払遅延)

1. 有料掲載の利用者は、定められた本サービス利用料金を乙が指定した期日までに支払うものとします。

2. 店舗掲載料金は下記とします。

- a. 口座振替
 - ・ 口座振替依頼書に必要事項をご記載の上、当社までご郵送ください。銀行側で口座振替依頼書をもとに口座情報の確認をいたします。
 - ・ 毎月28日に口座から利用料が自動で引き落としされます。

- b. 銀行振込
 - ・ ご契約書を締結する際に、振込名義を申込書にご記入の上ご連絡ください。
 - ・ 毎月20日頃に御請求書を発行しますので 当月28日までに乙の指定口座へ利用料をお振込みください。振込手数料は甲の負担とします。
 - ・ 支払期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払期日とします。

3. 支払遅延

甲が広告掲載料に対して支払いを1ヶ月間遅滞する場合、甲との間で成立している広告掲載契約に基づくすべての広告掲載を停止することができるものとします。

第4条 (料金の改定)

本サービス業務の範囲・内容に変更があったとき、または、経済情勢の変動・その他により契約締結時の諸条件が著しく変化した場合には、甲乙協議の上これを改定することができるものとします。

第5条 (責任範囲)

掲載内容に関して乙が第三者から受けるクレーム、調査要求、請求、訴訟等に関連して乙が被った一切の損失、費用、負担等について、乙の責に帰すべき場合を除き、甲は乙に賠償する責を負うものとします。

第6条 (サービスの一時中止)

乙は、以下のいずれかの事由が生じた場合、甲に対し事前に又は緊急の場合は事後に通知し、本サービスの全部又は一部の提供を一時中止できるものとします。本サービスの提供に必要な設備の保守点検等を定期的に又は緊急に行う場合
停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネット通信回線の不具合、サーバー等のシステム上の不具合または緊急メンテナンスの発生その他乙の責めに帰すことのできない事由により、本契約に基づく広告を自動公衆送信することが不可能となった場合でも、甲は乙に対して広告掲載料の減額の請求ができず、乙は損害賠償その他一切の責任を負わない。

第7条 (甲が行う契約の解除)

甲は、本サービスの利用を継続しない場合、契約期間の途中であっても本契約を解除することができますが、既に当社に支払われた料金については返還しません。前項の解除を行う場合、乙、もしくは代理店に対して1ヶ月以上前にメールか電話にて行うものと、乙がそれを承諾した日を解約申し入れ日とします。前項の解除を行う場合、乙に掲載している甲の店舗情報を手続き完了後2週間以内に削除します。

第8条 (乙が行う契約の解除)

甲が次の各号の一に該当する場合、乙は、甲に対する催告その他何らの手続を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

- ・ 第3条に定める広告掲載料の支払いを1ヶ月遅滞する場合
- ・ 本契約または乙との間のその他の契約に違反し、乙の催告にも関わらず、違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき
- ・ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、または営業免許取消などの公権力の処分を受けたとき、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始等の申立てがあったとき、手形または小切手を不渡りにしたとき、その他甲の財政態が悪化したとき乙が認めたとき
- ・ 甲または甲の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合などで、甲から委託を受けた広告掲載を継続することが乙の利益、信用を阻害するおそれがあると乙が判断したとき
- ・ 甲または甲の代理人、代表者もしくは従業員等が乙やその関連会社または広告業界の信用を傷つけたときまたはそのおそれがあると乙が判断したとき
- ・ 甲または甲の代理人、代表者もしくは従業員等が乙または第三者に損害を与える恐れのあるとき。
- ・ 甲の言動、要求等が一般常識の範囲を著しく超える事実が確認できたとき。
- ・ 甲の信用に著しい毀損が認められるとき。
- ・ 利用規約に反した場合又は発覚した場合、即刻掲載は中止します。尚、その際の広告掲載料の返還は行ないません。

前項により本契約が解除され広告掲載が停止した場合は、乙がすでに受け取っている広告掲載料のうち、掲載停止後に対応する分についても、乙は甲に返還しないものとする。

第9条 (機密保持)

甲と乙は、本約款に基づく店舗掲載契約の履行に関し知り得た相手方の機密事項について、相手方の書面による承諾を得ない限り、一切第三者に開示、漏洩しないものとします。

第10条 (免責事項)

乙の過失により甲の掲載データを消去し、広告掲載出来なくなった場合でも、甲は乙に対して何ら賠償を求めず一切の請求も行わない。（その場合、甲は乙に再度情報提供します。）

本契約に関連して乙が甲に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負う場合には、当該賠償額は本契約に基づく掲載料を上限とします。

甲が本契約に基づく広告掲載により損害を被った場合でも、乙は何らの責任も負わない。

第11条 (協議事項)

本契約に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、関係法令および一般慣習に従い、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

第12条 (権利譲渡の禁止)

甲は、乙の同意なしに本契約上の地位または権利を第三者に譲渡することができないものとする

第13条 (規約の変更)

乙は本規約を何らの予告なく変更できるものとする。